



## 2012年ITU世界電気通信標準化総会 (WTSA-12) の結果概要

総務省 情報通信国際戦略局 通信規格課

### 1. はじめに

国際電気通信連合 (ITU) の電気通信標準化部門の総会である2012年世界電気通信標準化総会 (WTSA-12) が、11月20日 (火) から11月29日 (木) まで、アラブ首長国連邦のドバイにおいて開催された。

総会には、105か国から約900人が参加した。我が国からは久保田大臣官房総括審議官を日本代表団長として、鈴木情報通信審議会ITU部会長 (東北大)、KDDI、大阪工業大、沖電気工業、情報通信技術委員会 (TTC)、情報通信研究機構 (NICT)、日本ITU協会、日本電気、日本電信電話 (NTT)、日立製作所、富士通、三菱電機の関係者ら32名が参加した。WTSA-12では次研究会期 (2013~2016年) の研究課題の承認、具体的な標準化活動を行う研究委員会 (SG: Study Group) の議長・副議長の任命、勧告・決議の承認等が行われた。以下、これらについて概要を報告する。なお、WTSA-12の前日 (19日) には世界標準化シンポジウム (Global Standards Symposium: GSS)、及びWTSA-12期間中にはサイドイベントも開催されており、これらも併せて報告する。

### 2. GSS (Global Standards Symposium)

WTSA-12開催の前日に、世界標準化シンポジウム (GSS) が開催された。これは全権委員会決議122 (2010年グアダ

ラジャラ改訂) 及びITU理事会決議1272改に基づき、高い観点から標準化政策を議論し、その議論の結果をWTSAに提示するための会議である。「いかにイノベーションと標準化の間のギャップを埋めるか」、「ヘルスケア、運輸分野、ユーティリティ分野等の新分野にいかに取り組むか」、「他の標準化団体とのグローバル連携」をテーマとして議論が行われた。これらの議論の中では、途上国におけるICT市場の可能性、標準化教育の必要性、PPP (Public Private Partnership) 等の複数関係者が協力しつつ、柔軟に対応していくことの重要性等が示された。また、新分野に関しては多くの業界をまたがるシステムが必要とされており、標準化の重要性が一層高まっていること、グローバルレベルでのITUと各標準化団体との連携が緊密に行われていること等が強調された。議論の内容は最後のセッションで取りまとめられ、翌日にWTSA議長に提示された。

### 3. WTSA-12審議体制

WTSA-12では、PL (Plenary Session)、COM (Committee)、WG (Working Group) ごとに割り当てられた勧告、決議改訂案等を審議した。審議体制を図1に示す。PL配下のCOM1では会議運営、COM2では予算管理、COM3では作業方法、COM4では作業計画・組織、そしてCOM5では編集を行った。COM3及びCOM4配下には、トピックごとの



写真1. WTSA-12会合の様相

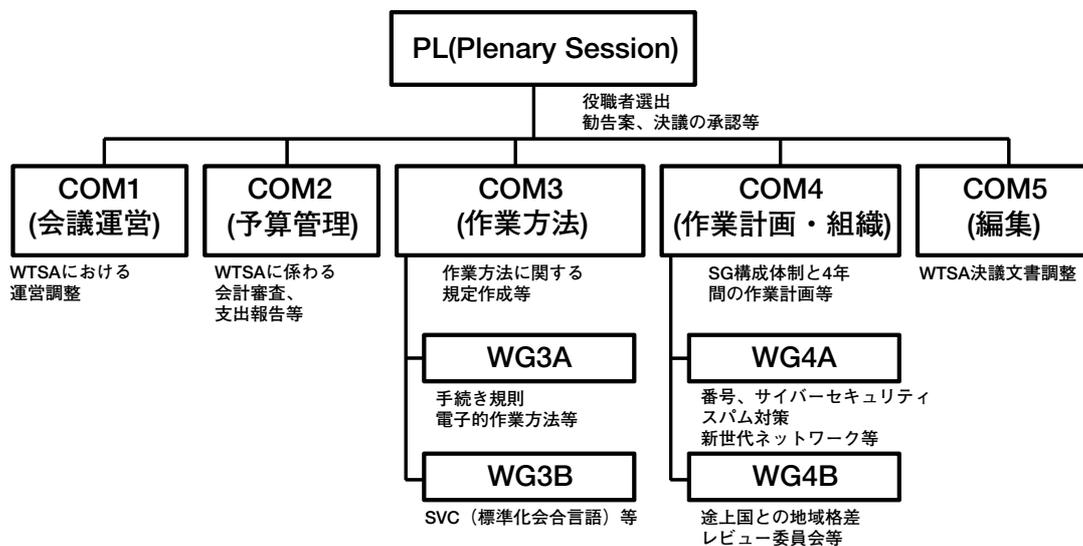


図1. WTSA-12審議体制

詳細な検討を行うため、COM3にはWG3A、WG3B、COM4にはWG4A、WG4Bの各2つのWGが設置され、審議が進められた。また、審議を進めていく中で、審議が長引き、関係国間における調整事項等が生じたものはアドホック会合や、決議の修正に関するドラフティング会合が随時開催された。

なお、COM4の議長に、前田洋一氏（TTC）が選出された。

## 4. 次研究会期の議長・副議長選出

決議35（ITU-TのSG及びTSAGの議長及び副議長の任命及び最大任期）に従って、次研究会期のSG議長及び副議長が選出された。決議35は、同一SGの同一ポストには2会期（1会期は4年）を超えて、その役職に就くことができないというものである。我が国からは、議長2名（SG3：津川清一氏（KDDI）、SG16：内藤悠史氏（三菱電機））と、副議長8名が立候補し、全候補者が議長・副議長に選出された。表1に全SG構成と役職者を示す。次研究会期のSG議長・副議長の選出に当たっては、SG11の議長に中国とスウェーデン、TSAGの議長にカナダと韓国のそれぞれ2名が立候補したため、TSBによる調整が図られた。また、我が国提案の新決議とともに設置されたレビュー委員会（Review Committee）の議長については、標準化活動におけるこれまでの経験・実績や他国間との関係及び我が国提案もふまえ、前田洋一氏（TTC）が選出されるとともに、韓国からのTSAG議長への立候補者が副議長に選出された。写真2にWTSA-12において選出された各議長を紹介する。

## 5. 次研究会期の研究課題の承認

各SGのレポートに基づき、次研究会期の研究課題が報告され承認された。SG13においては、我が国が中心となって推進している「将来網（新世代ネットワーク）」について、ITU-Tにおける国際標準化活動を効率的・効果的に推進するため、従来の1つの研究課題を以下の3つの研究課題に分割し、研究体制が強化・拡充されることとなった。

将来網の3つの研究課題

- ・ サービス指向ネットワークキング
- ・ データ指向ネットワークキング
- ・ 将来網の早期実現と環境・社会経済的持続性への寄与

## 6. 勧告の承認

WTSA-12には、SG3、SG13及びSG15より、計6件の勧告案が提出され全てが承認となった。

### 6-1. 改訂勧告案：D.195（国際電気通信サービスの精算のための時間計算）

国際電話の料金などを接続先電気通信事業者に請求する際、計算書送付及びその内容についての異議申立て期間を料金が発生した日の月末から50日を原則30日に短縮する改訂案である。改訂案は特段の異議なく承認された。

### 6-2. 新勧告案：Y.2770（NGNにおけるDPI（Deep Packet Inspection）要件）

DPI（Deep Packet Inspection）技術（上位レイヤまでパ



表1. 次研究会期における各研究委員会の議長・副議長

SG	SG名	議長	副議長
SG2	サービス運用、電気通信管理 Operational aspects	Mr. Sherif GUINENA (エジプト)	全8名
SG3	料金及び会計原則 Economic and policy issues	津川 清一 (KDDI)	全8名 アジア太平洋地域グループ副議長：松田 康典 (KDDI)
SG5	環境と気候変動 Environment and climate change	Mr. Ahmed ZEDDAM (フランス)	全10名
SG9	広帯域ケーブル網とTV Broadband cable and TV	Mr. Arthur WEBSTER (米国)	宮地 悟史 (KDDI) 他4名
SG11	プロトコル及び試験仕様 Protocols and test specifications	Mr. Wei FENG (中国)	鈕吉 薫 (NEC) 他5名
SG12	性能、サービス品質、ユーザー体感品質 Performance, QoS and QoE	Mr. Kwame BAAH-ACHEAM-FUOR (ガーナ)	高橋 玲 (NTT) 他8名
SG13	将来網 Future networks	Mr. Chae-Sub LEE (韓国)	後藤 良則 (NTT) 他9名
SG15	伝送、アクセス、ホームネットワークテクノロジーと基盤 Networks, Technologies and Infrastructures for Transport, Access and Home	Mr. Steve TROWBRIDGE (米国)	荒木 則幸 (NTT) 他8名
SG16	マルチメディア Multimedia	内藤 悠史 (三菱電機)	全8名
SG17	セキュリティ Security	Mr. Arkadiy KREMER (ロシア)	中尾 康二 (KDDI) 他8名
TSAG	電気通信標準化アドバイザーグループ Telecommunication Standardization Advisory Group	Mr. Bruce GRACIE (カナダ)	全6名
	レビュー委員会 The Review Committee	前田 洋一 (TTC)	全6名

ケットの内部情報を分析するもの)に関するフロー/アプリケーション識別・管理機能・トラフィック監視・レポート機能・トラフィック制御等、技術の機能要件及びDPI技術の利用例等記述した一般論的内容の勧告案である。プライバシーへの影響を懸念するドイツの反対はあったが、Scopeの修正と全Appendixの削除により承認された。

#### 6-3. 新勧告案：G.8113.1 (パケット伝送網 (PTN) におけるMPLS-TPのための運用・管理・保守機構)

MPLS-TP網に適用するOAM方式 (Operation Administration and Maintenance) のうち、ITU-T方式に関するプロトコルの勧告案である。特段の異議なく承認された。

#### 6-4. 新勧告案：G.8113.2 (MPLSのために定義されたツールを用いたMPLS-TPネットワークのための運用・管理・保守機能)

MPLS-TP網に適用するOAM方式のうち、既存IP/MPLSに親和性の高い機能を実現するIETF方式のプロトコル勧告案である。特段の異議なく承認された。

#### 6-5. 新勧告案：G.9901 (狭帯域OFDM電力線通信送受信機-電力スペクトル密度 (PSD) 仕様)

スマートグリッド向けの狭帯域OFDM電力線通信送受信技術の物理仕様を規定する既存勧告G.9955の中から、規制 (周波数及びPSD) に関係する部分を新たに勧告文書とし、



SG2議長  
GUINENA氏  
(エジプト)



SG3議長  
津川氏  
(日本)



SG5議長  
ZEDDAM氏  
(フランス)



SG9議長  
WEBSTER氏  
(米国)



SG11議長  
FENG氏  
(中国)



SG12議長  
BAAH-ACHEAMFUOR氏  
(ガーナ)



SG13議長  
LEE氏  
(韓国)



SG15議長  
TROWBRIDGE氏  
(米国)



SG16議長  
内藤氏  
(日本)



SG17議長  
KREMER氏  
(ロシア)



TSAG議長  
GRACIE氏  
(カナダ)



レビュー委員会議長  
前田氏  
(日本)

写真 2. 次研究会期の各議長 (選出された直後: ITU協会撮影)

「狭帯域OFDM電力線通信送受信」関係の勧告群を全ての方式に共通する技術的条件と方式ごとに異なる技術的条件に区分して再編する勧告案である。ロシアからは無線にも関連があるためITU-Rに照会すべきとのコメントがあったが、SG15議長、TSB局長から、既に確認済みであり問題ないことが報告された。その他特段の異議なく承認された。

## 6-6. 新勧告案: G.9980 (ブロードバンド網上のCPE (Customer Premises Equipment) の遠隔管理—CPEの広域網管理プロトコル (CWMP-CPE WAN Management Protocol))

BBF (Broad Band Forum) 策定の技術仕様TR-069に準拠した、サービスプロバイダによる顧客宅内におけるネットワーク機器の遠隔管理のための要求条件の勧告案である。ドイツから当該勧告案について検討する時間が欲しいと申し出があり、その後、ドイツ及びフランスが作成した修正案に基づき、勧告案のScopeを追記した妥協案が承認された。

## 7. 我が国からの決議案

我が国からの新決議案と決議改訂案は以下のとおりである。

### 7-1. 「レビュー委員会」の設置に関する新決議 (ITU-Tの戦略的かつ組織的検証)

ITU-Tにおける国際標準化活動は、情報通信技術の急速な進展や市場ニーズの変化にタイムリーに対応し、国際標準

化機構 (ISO)、インターネット技術タスクフォース (IETF)、米国電気電子学会 (IEEE) 等の国際標準化機関・団体における国際標準化の状況等も考慮しながら進めていくことが必要と考え、ITU-Tにおける将来の国際標準化の検討体制等を議論するための「レビュー委員会」の設置を我が国から提案した。

本委員会の設置については、豪州、イラン及びアラブ諸国が支持する、一方ロシア、欧米及びアフリカ諸国を中心に、TSAGと検討課題が重複すること、新たなITU予算が必要となること、開催期間及び参加資格等について多くの議論が行われ最終的に本委員会の設置が承認された。特に我が国からは幅広い議論を行うために独立性を持たせるため、本委員会をWTSA配下に設置すべきと提案したことに対し、ロシアからは、TSAGと検討課題が重複しているためTSAG配下に設置すべきと反論があった。議論の結果、我が国からの提案を踏まえ、TSAGとは独立した組織とすることとなった。

本委員会の活動報告書は、TSAGを通してWTSAへ提出されることとなった。TSAGは、当該活動報告書を修正することはできないが、コメントを出すことが可能となった。

本委員会への参加資格は、ITU-T加盟国、セクターメンバー及びアカデミア、さらに、議長に招待された他団体 (ITU-T加盟国、セクターメンバー及びアカデミアを除く) の代表者及びアソシエートを含む他の専門家とすることとなった。

その他、本委員会はTSAG会合の直前に開催され、開催期間は3作業日 (working days) を超えないこと、役職者は



議長及び地域バランスを考慮した6名の副議長で構成されること、本委員会の存続についてはWTSA-16で更新がない場合には2016年で活動を終了すること等が決議された。

#### 7-2. 決議55 (ITU-T活動におけるジェンダー・メインストリーミング)

ITU-Tの活動における女性の参加を更に促すため、我が国から決議の改訂を提案した。我が国の提案に対し、同様に改訂を希望していたアルゼンチン、ブラジルを中心に、我が国の提案を踏まえた改訂案が作成された。当該改訂案は、2010年の国連女性機関 (UN Women) 設立を踏まえた決議の現行化と、女性のITU-T活動への参加を広く促進する趣旨の内容のため、全体会合において特段の異議なく、承認された。

## 8. COM3における審議内容

### 8-1. 決議1 (ITU-Tの手續規則)

CITEL、RCC、カナダから改訂提案があった。また、TSB 局長からTSAG会合で合意された7章の改訂草案が提出された。これらの提案を踏まえ、5.2章において、局長の役割として決議のエディトリアルな改訂作業が追加された。また、6.1章において、WTSAへの寄与文書の翻訳時間を考慮して寄与文書の提出期限 (原則30日前まで、やむを得ない場合14日前) が追加された。知的財産に関する9.3.8章の改訂については、“できる限り知的財産権に守られていない技術の採用”や、“freely”な適用等合意できない部分が含まれていたが、“freely”を“broadly”へ修正した上で承認された。

### 8-2. 決議18 (ITU-RとITU-T間の作業割当て及び調整に関わる原則と手続)

TSAGからITU-TとITU-R間の連携が必要な場合は、IRG (Intersector Rapporteur Group) を設立することを決議18 AnnexCに追加する提案があった。TSBからもエディトリアルな改訂が提案され、共に承認された。

### 8-3. 決議33 (ITU-T戦略活動ガイドライン)

欧州から戦略的活動 (strategic activities) は既にTSAGが担っているため決議33を削除する提案があった。一方、ブラジル、アラブ地域より決議33を継続更新する提案があった。さらにアラブ地域より、関連組織と平等 (“equal footing”) に連携するという記述を追加する提案がなされた。我が国、米国、フィンランドは、“equal footing”を追加する必要性が不明であり議論を続ける提案をした。議論の結果、決議33の継続と“equal footing”を“for mutual benefit”

で代替した改訂案にて承認された。

### 8-4. 決議35 (ITU-TのSG及びTSAGの議長及び副議長の任命及び最大任期)

APT共同提案に基づき、副議長ガイドラインへの「50%以上欠席の場合、2期目は任命しない」ことが、AnnexC (6) に記述され承認された。

### 8-5. 決議53 (セミナー・ワークショップ委員会の設置)

勧告A.31 (ITU-Tセミナーとワークショップのためのガイドラインと調整要求) にてルールが規定されていることから、COM3議長より廃止提案があり、合意され、決議53は廃止となった。

### 8-6. 決議68 (WTSAの役割の発展に関する決議122の実施)

米国の改訂案は、召集対象者をHigh-level ExecutiveからExecutiveに変更する等、位置づけを下げる提案が主であったが、イタリア、アラブ地域が反対し、基本的には既存の決議68の内容で承認された。

### 8-7. 決議71 (ITU-Tへのアカデミア、大学、関連研究機関の参加)

アフリカ諸国、カナダ及びUAEから決議改訂案が提案された。UAEの改訂案をベースにカナダの改訂案を適宜盛り込む形で改訂が行われた。議論の結果、resolves5のobserver capacityをnon-advisory capacityに修正、タイトルの一部変更 (大学や附属研究機関もアカデミアという言葉に代表させる) 等が行われ、承認された。なお、ブラジルからは、アカデミアの標準化活動への参加促進のための新決議の提案があり、決議71とは別に新決議 (ITU-Tへのアカデミア、大学、関連研究機関の参加促進) を設置することになった。

### 8-8. 勧告A.1 (作業方法)

勧告名を“Work Methods”から“Working Methods”に変更すること、2.3.3.10章 Collective letter、convening letterに関する明確化、Appendix Iの削除等が盛り込まれた修正案が提示された。研究課題案の提出期限については、最終プレナリ直前まで行われているラポータ会合のレポートを当該プレナリの2日前までにアップすることなど不可能であるという意見もあり、より議長裁量を認める表現として、“should normally be posted”と表現することで承認された。

### 8-9. 勧告A.4 (ITU-Tとフォーラム・コンソーシアムとの連絡手段) 及びA.6 (ITU-Tと国・地域SDOとの協力)

TSAGから本勧告の改訂提案があった。UAEから“authoritative”の意味の確認があり、組織としての正式な立場を表明する趣旨であるとの説明があった。勧告A.4と勧



告A.6共に同様の修正により承認された。

## 8-10. 勧告A.5 (ITU-T勧告における他機関の文書の参照)

ロシアからセキュリティ関連のTAP勧告については、リファレンスはnon-normativeとし、normativeにする場合には当該リファレンスの文章全体を勧告内で記載するようにとの提案があった。CIS (Commonwealth of Independent States) 及び一部のアフリカ諸国が支持を表明したが、米国、カナダが非現実な提案であるとの立場をとったことから議論が紛糾した。2.5項についてはロシア提案を考慮した記述追記をする等によりA.5の一部が改訂されるとともに、参照手続についてTSAGが今後検討することが合意された上で、承認された。

## 8-11. 勧告A.7 (フォーカスグループ：設立と作業手続)

TSBリソース (財源、設備等) の利用については、TSB局長の判断によりITU-Tの財務に悪影響を与えない範囲でTSBのリソースを使用できることを明確化するAPT共同提案と原則TSBのリソースの使用を認めない欧州提案が対立した。

議論の結果、実態としてTSBが最小限のAdministrativeサポートを行ってきたことを踏まえ、第5章「TSBのAdministrativeサポート」に、「財務的悪影響がない範囲で」とのAPT共同提案の条件を付した上で、サポート範囲を制約する箇所を削除することが合意された。Administrativeサポート以外のTSBリソースの使用 (4章) については、欧州が認める例外ケース (APT提案のOption B相当) が採用されるにとどまったが、第5章においてTSB局長の裁量が確保されたことから、実質的にAPT共同提案の内容が反映された形となった。この他、欧州 (文書45改訂7) からは、FG設立条件を厳しくする提案もだされたが、我が国より同提案の問題点を指摘した結果、欧州から提案された条件を緩和し実質的に影響のない形でFG設立条件を明確化した。

以上を踏まえた勧告の改訂案が全体会合においても異議なく承認された。

## 9. COM4における審議内容

COM4において行われた審議のうち、決議改訂案等に対する主な結果は以下のとおりである。

### 9-1. 決議2 (ITU-T研究委員会の責任及び担務)

現行の10SG体制を維持すべきとのAPT共同提案に対し、CEPTからは、SG課題作業の重複を取り除いたSG再編 (SG9とSG16、SG11とSG13の統合) をすべきとの提案があった。

米国、ロシア、アラブ地域が現行の10SG体制を支持した

結果、CEPT (英国) が妥協し、次期会期においても10SG体制が継続されることが承認された。

なお、SG9とSG16のコロケーションについてはジュネーブ開催時かつSG9がSG12とコロケーション開催しないという条件付きで、SG11とSG13のコロケーションについてはジュネーブ開催時のみという条件付きで、開催することとなった。

### 9-2. 決議26 (SG3地域グループへの支援) と決議54 (地域グループの創設)

アラブ地域から、決議26と決議54の統合、地域標準化機関と地域グループの連携・協力の促進、加盟国には地域グループの設置と支援、必要に応じて地域標準化機関の設置を要請する等を提案した。これらの提案を踏まえ、決議26を決議54にマージすることで決議改訂案が作成され、特段異議なく承認された。

### 9-3. 決議40 (ITU-T作業の規制的側面)

アフリカ諸国及びアラブ地域から、規制関連としてITR (International Telecommunications Regulations) の参照を含む決議改訂案の提案があった。ドラフティンググループにおける議論の結果、本決議からITRを参照しないこと及びITU-T勧告への影響のないことが確認された上で、ガーナからの提案の品質に関する記述の追記が承認された。

### 9-4. 決議44 (先進国と途上国間の標準化格差の縮減) への決議17 (途上国の利益に関する電気通信標準化)、決議56 (TSAG及びITU-TのSGにおける開発途上国から選出された副議長の役割) の一本化

APT共同提案、アフリカ、エジプトは、決議17と決議56を決議44に統合すること、TSB予算の増額、地域機関との連携、地域事務所が標準化に取り組むこと等を提案した。アラブ地域は、イノベーション促進に関して途上国を支援するプログラムの設置、地域事務所での標準化活動等を提案、CITEL、ロシア、韓国も途上国の支援に関して一層の努力、作業の透明化を求めた。各国からの提案を踏まえ、決議17と決議56が決議44に統合された。

### 9-5. 決議63 (ノマディック電気通信サービスとそのアプリケーションに関する研究) の廃止

CEPTから削除の提案がされ、中国から決議維持の意見があったものの廃止されることが承認された。

### 9-6. 決議64 (IPアドレスの割当て及びIPv6の普及促進)

米国から、IPアドレスの割当て課題をITU-T SG2、SG3にて検討すべきとしていた記述をITU-Dにて検討すべきとの記述変更等、ITU-Tの関与を抑制する提案があった。アラブ地域は、IPv6への移行、普及促進が途上国にとって極めて重



要であり、政府、ITU-Tの関与が必要であることを求めた。アフリカ諸国は、IPv6テストベッド研究所設立をTSBに指示する記述の追加を提案した。APT共同提案は、TSB及びBDTに対して、IPv6普及促進に向けたロードマップやガイドライン情報を指示する記述の追加を提案した。

議論は、ITU-Tの権限強化を望む途上国とIPネットワーク運営体制の現状維持を望む欧米が対立した。議論の結果、consideringに“途上国がITU-Tに追加のレジストリとなることを期待している一方、他の国は現行システムを用いることを好んでいる”旨を追記することが合意され、承認された。

#### 9-7. 決議72 (電磁界への人体曝露量の測定に関する研究)

欧州、アラブ地域及びアフリカ諸国からの決議改訂案の提案を踏まえ、Consideringのf) 項へのEMF関連機器として携帯電話の追記等、Resolvesのii) 項への通信端末の適合性評価における関連機関との協調の追記等が特段異議なく承認された。

#### 9-8. 決議73 (ICTと気候変動)

APT、CITEL、アラブ地域及びアフリカ諸国から決議改訂案の提案があり、本決議のドラフティング作業が行われた。議論の結果、それぞれの提案を盛り込み、決議改訂案が承認された。

なお、決議72及び73に関連して、環境関係のワークショップを2013年4月に開催する計画があるとイタリアから紹介があった。

#### 9-9. 決議75 (WSIS会議のインターネット関連公共政策、情報セキュリティ世界会議の成果のITU-T寄書)

CITEL、RCC、アラブ、TSBから決議改訂案の提案があり、それらに基づき、ドラフティングが行われた。PP-10 決議178のインターネットを用いたテレコミュニケーションネットワークの技術的側面に関するITUの役割については、JCA又はJoint Working Groupのいずれを設置するかについて議論が行われた。議論の結果、ToRの項目4に記載されていたWorking Group又は他のグループを設置する文が削除された上で、JCA-Res178の設置が承認された。

#### 9-10. 決議76 (勧告適合性、相互接続試験、途上国への支援及び将来のITUマークプログラムに関する研究)

APT、CITEL、アフリカ諸国及びアラブ地域からの提案を踏まえ、決議改訂案が議論された。

APTは、途上国における勧告適合性及び相互接続試験に関する人材、制度構築及び教育に対する支援を行うこと、勧告適合性及び相互接続試験の設備構築に対する支援を行うこと、ITUマークプログラムの導入は試験環境が整う時期

まで待つべきであること、を提案とした。

CITELは、ITUマークプログラムの導入に反対する立場から、決議から関連記述の削除を求めており、試験環境の構築の記述の削除も提案した。

アフリカ諸国及びアラブ地域は、途上国における試験設備や人材育成等に対する支援の強化とともに、TSB局長への指示事項としてITUマークを含む認証プログラムの早期導入を提案した。

議論の結果、理事会における承認事項やITUマークに関する記載を盛り込んだAPT共同提案が支持を得ていることを考慮してAPT共同提案をベースに決議改訂案が作成され、承認された。

#### 9-11. ITU-TにおけるSDN (ソフトウェア定義ネットワーク)の標準化活動を促進するための新決議

APT共同提案として、ITU-TにおけるSDN標準化作業を促進するための新決議案の提案があった。本決議案については、アドホックグループが設置され、米国、英国等から決議は不要との意見が出されたが、我が国から本決議によりこれまでの活動の視認性を向上させることができるため一層専門家の参加を促すことができること、本決議にはネガティブな効果はないと主張した。

また、中国から新FGの設立に関する記述が提案されたが、他国からの支持は得られず反映されなかった。我が国からは、活動の視認性向上という本決議の趣旨からワークショップの開催を提案し、2013年に開催する旨が決議に反映された。さらに、米国からはCTO会合等様々な機会を利用し周知に努めるべきであるとの意見が出され、決議案に反映された。本決議案は、COM4において承認された後、全体会合においても特段異議なく承認された。

#### 9-12. クラウドコンピューティング

米国から、クラウドコンピューティングのセキュリティについては、SG17ではGenericなセキュリティについて議論されている一方、SG13ではSpecific議論がされており、SG17とSG13での強固な協調が必要であるとの提案があった。クラウドセキュリティの扱いに関しては、SG17で行うべきとの立場のロシア側とSG13で検討すべきという立場の欧米との間で対立が生じた。議論の結果、WTSAでは結論を出さず、SG13とSG17で検討し次回のTSAGに提案することが合意された。

#### 9-13. ICT機器から生じるe-wasteを扱う際のICTの役割及びその手法の検討の促進に関する新決議

アラブ地域より、e-wasteに関する新決議案の提案があっ



写真 3. WTSA-12日本代表团 (WTSA-12終了後撮影)

た。これに対して、英国等からSG5での検討や決議73等で既にカバーされていると反対意見があった。議論の結果、決議73とは別の新決議とすることが合意され、アラブ諸国の提案に基づいた新決議が承認された。

## 10. サイドイベント

WTSA-12期間中にサイドイベントとして、20日にアカデミアに関するイベント、21日にe-Healthに関するイベント、22日にICT Innovationに関するイベント、23日にNetwork Resilienceに関するイベントが開催された。

アカデミアに関するイベントでは、既にアカデミア会員であるAUD (American University in Dubai)、CTIF (デンマーク国立オールボー大学通信研究センター)、トルヴェルガータ大学 (イタリア・ローマ) より、各大学における標準化活動との連携や標準化教育の状況について紹介があった。(付記 日本では東京大学、早稲田大学がアカデミア会員)

e-Healthに関するイベントでは、WHOより、医療システムにおける相互運用性、情報流通の重要性や、アラブ地域での取組事例等について紹介があった。

ICT Innovationに関するイベントでは、モバイル端末を活用した政府と国民間での情報共有システムの例や、このよう

なイノベーションと標準化をどう結びつけるかという議論がなされた。

Network Resilienceに関するイベントでは、Focus Group on DR & NRR (Disaster Relief Systems, Network Resilience and Recovery) の議長の荒木則幸氏 (NTT) が東日本大震災時の被災・復興を通じた災害に強いネットワークの構築方法などを講演し、参加者から具体的な設備構成方法等に関する質問が寄せられる等大きな関心が示された。

## 11. 終わりに

WTSA-12に日本代表团として参加した各団体・企業関係者及びITU-T活動を積極的に進めてこられた関係者皆様に御礼を申し上げる。常日頃からITU-T標準化対応に各団体・企業が丸となって進めてきた成果がWTSA-12に表れ、我が国として評価できる結果が得られた。次会期も官民が協力し我が国の電気通信システムの発展及び国際競争力強化に向けて取り組むこととしたい。

本報告にあたっては、日本ITU協会及びWTSA-12の関係者から御協力をいただいたことから、併せて御礼申し上げます。